

個人の寄付金に対する税制上の優遇措置

(1) 所得税

寄付者の方が、「所得控除」または「税額控除」のどちらかを選択して確定申告をすることにより、所得税の控除を受けることができます。

【所得控除の場合】

- ・控除額：寄付金額-2,000 円
- ・所得控除を行った後に、税率を掛けるため、所得税率が高い方に減税効果が大きくなります。

【税額控除の場合】

- ・控除額：(寄付金額-2,000 円) × 40%
- ・控除上限：所得税額の 25%
- ・税率に関係なく、税額から直接控除されるため、多くの場合、所得控除と比較して減税効果が大きくなります。

【留意事項】

- ・寄付金控除が受けられる上限額は、年間総所得金額の 40%までです。

(2) 個人住民税

- ・自治体が条例で指定している寄付金は、個人住民税の寄付金税額控除の対象となります。
- ・詳しくはお住いの自治体税務担当課へお問い合わせください。

(3) 寄付金控除の手続き

＜必要書類＞

- ・本学園が発行する寄付金領収証（ご入金後、本学園よりお送りいたします）

＜手続き方法＞

- ・所得税と個人住民税の両方および所得税のみに寄付金控除を受ける場合は、ご寄付された翌年に所轄税務署で確定申告をしてください。
- ・個人住民税のみに寄付金控除を受ける場合は、現在お住いの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

お問い合わせ・資料請求先

〒108-0073 東京都港区三田 4 丁目 14 番 16 号

学校法人普連土学園 寄付金担当

Tel: 03-3451-4616 Fax: 03-3453-2028